

障がい者地域生活支援事業利用料軽減策(2010年)

(2010年愛知自治体キャラバンまとめ)

※地域生活支援事業で利用料軽減を行っているのは、2009年度は32市町(52.5%)だったが、2010年4月から国が低所得者の障害福祉サービス利用料を無料にしたのを受け、移動支援などの低所得者の利用料を無料にしたのは47市町(82.5%)となった。無料とせず、低所得者に負担を求めているのは10市町(17.5%)ある。

※岡崎市は市民税非課税世帯:2%、市民税課税世帯:4%・6%の負担としている。稲沢市は低所得者(非課税者)は5%負担としている。瀬戸市・津島市・愛西市・弥富市・あま市・長久手町・大治町・蟹江町の8市町は1割負担としている。

「地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度を設けていますか。」の回答

市町村名	低所得者以外にも無料を拡大	低所得者のみ無料	低所得者も有料	軽減内容
合計	22	25	10	—
1 名古屋市	○			平成22年4月から移動支援事業を始めとする5事業について、低所得者の方を対象に無料化を図った。また、それ以外の方についても、利用者負担上限月額を設定することにより、負担が過重とならないよう配慮している。
2 豊橋市	○			・移動支援・地域活動支援センター、日中一時支援事業 障害者:市民税課税世帯の所得割16万円未満の月額9,300円を超えて支払った利用者負担額を助成している。 障害児:市民税課税世帯の所得割28万円未満の月額4,600円を超えて支払った利用者負担額を助成している。 ・日常生活用具:市民税課税世帯で非課税の場合、支給基準額を10割助成している。非課税以外の場合、支給基準額の9割を助成している。
3 岡崎市			○	利用者負担割合の軽減 生活保護世帯:0% 市民税非課税世帯:2% 市民税課税世帯:4%、6% 市民税未申告:10%
4 一宮市		○		低所得者を無料としている
5 瀬戸市			○	
6 半田市	○			利用者負担の軽減を、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援等の上限額を合算上限として、所得に応じて行っている。※国の上限範囲内
7 春日井市	○			本市では国が定める負担上限額を障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用しています。
8 豊川市	○			地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター・訪問入浴サービス)の利用者で障害福祉サービスも利用している者については、上限負担額を国の基準額が上限となるようにしている。(2009年度実績 3,447千円)
9 津島市			○	
10 碧南市		○		低所得者を無料としている

市町村名		低所得者以外にも無料を拡大	低所得者のみ無料	低所得者も有料	軽減内容																																
11	刈谷市	○			<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療の自己負担軽減 精神障害の治療を受けた場合、医療保険における自己負担額(入院の場合は自己負担額の2分の1)を助成しています。 補装具の利用料負担軽減 補装具と日常生活用具を合算して、利用料負担の上限額を設定している。 																																
12	豊田市		○		自立支援給付と同様の取扱。また、上限管理は自立支援給付との合算により実施																																
13	安城市	○			<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業のうち移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援・訪問入浴の利用者負担額については、介護給付費等の利用者負担額と合算し、負担上限額を超越した分について償還払いしています。(2009年度実績・・・支給者:160人、総支給額:2,638,205円) 地域生活支援事業のうち日常生活用具の利用者負担額については、補装具費の利用者負担額と合算し、負担上限額を超越した分について償還払いしています。(2009年度実績・・・支給者:5人、総支給額:37,276円) 																																
14	西尾市		○		低所得者を無料としている																																
15	蒲郡市		○		低所得者を無料としている																																
16	犬山市	○			<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業 利用者負担上限額の設定を障害福祉サービスの設定より軽減してあります。※下表 地域活動支援センター「ふれんど」・・・市町村民税非課税の方は無料、その他は1日100円～300円、月額上限を2,200円 (実績) 延利用者数 3,033人 地域活動支援センター「希楽里」・・・利用者負担 無料 (実績) 延利用者数 2,821人 日常生活用具・・・紙おむつ・ストマについては利用者負担を5% (実績) 利用件数 552件 																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">障害福祉サービス 利用者負担上限月額</th> <th>地域生活支援事業 利用者負担月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>上限月額</th> <th>軽減措置</th> <th>市独自軽減措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護受給者</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>低所得1</td> <td>本人と配偶者が非課税で本人収入が80万円以下</td> <td>15,000円</td> <td>0円</td> <td rowspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>低所得2</td> <td>本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円以上</td> <td>24,600円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円未満</td> <td>37,200円</td> <td>9,300円</td> <td rowspan="2">9,300円</td> </tr> <tr> <td>本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円以上</td> <td>37,200円</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table>						障害福祉サービス 利用者負担上限月額				地域生活支援事業 利用者負担月額	区分	対象者	上限月額	軽減措置	市独自軽減措置	生活保護	生活保護受給者	0円	0円	0円	低所得1	本人と配偶者が非課税で本人収入が80万円以下	15,000円	0円	0円	低所得2	本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円以上	24,600円	0円	一般	本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円未満	37,200円	9,300円	9,300円	本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円以上	37,200円	37,200円
障害福祉サービス 利用者負担上限月額				地域生活支援事業 利用者負担月額																																	
区分	対象者	上限月額	軽減措置	市独自軽減措置																																	
生活保護	生活保護受給者	0円	0円	0円																																	
低所得1	本人と配偶者が非課税で本人収入が80万円以下	15,000円	0円	0円																																	
低所得2	本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円以上	24,600円	0円																																		
一般	本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円未満	37,200円	9,300円	9,300円																																	
	本人と配偶者が非課税で所得割額が16万円以上	37,200円	37,200円																																		
17	常滑市		○		低所得者を無料としている																																

市町村名		低所得者以外にも無料を拡大	低所得者のみ無料	低所得者も有料	軽減内容
18	江南市	○			地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料は、低所得について、22年4月から利用者負担なしとしております。 一般:移動支援は、所得税非課税者に対する利用者負担を5%に軽減。地域活動支援センターは、一般世帯1回300円の負担額を設定。
19	小牧市	○			日常生活用具について、利用者負担額を半額としています。
20	稲沢市			○	軽減措置(非課税の場合5%)を設けており、特に利用の高いストマ装具及び紙おむつについては、通常の1/2軽減
21	新城市		○		低所得者を無料としている
22	東海市		○		低所得者を無料としている
23	大府市		○		国の福祉サービス利用料を無料にしている低所得者を無料としている
24	知多市	○			市が設置する地域活動支援センターについて、利用料は無料です。
25	知立市	○			ア. 移動支援・日中一時支援・地域活動支援センターの自己負担と障害福祉サービスの利用者負担と合算して上限額を適用しています。 イ. 補装具と日常生活用具も利用者負担を合算し、上限額を適用しています。 (2009年度軽減実績 ア. 46件 878,532円 イ. 2件 22,200円)
26	尾張旭市	○			平成22年4月から、低所得者(市民税非課税世帯)については、利用料を無料にしています。
27	高浜市	○			障害福祉サービス利用者負担額と地域生活支援事業の利用者負担額を合算して上限管理。
28	岩倉市		○		低所得者を無料としている
29	豊明市	○			・平成22年4月からは、市民税非課税の方は無料です。 ・平成22年8月1日現在、移動支援は158人中108人、日中一時支援は95人中57人、地域活動支援センターは10人中9人が無料となっています。
30	日進市	○			・ストマについては、5%負担としている。 ・平成19年4月から施行。 平成21年 実績:751件、8,279,938円(公費負担額)
31	田原市	○			移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援については、障害福祉サービスの利用者負担上限月額と合算した月額上限とし、利用者の負担を軽減している。
32	愛西市			○	移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴のサービス;1割負担(上限なし) 日常生活用具:1割負担(上限あり)低所得1 上限15,000円、低所得2 上限24,600円、一般 上限37,200円

市町村名		低所得者以外にも無料を拡大	低所得者のみ無料	低所得者も有料	軽減内容
33	清須市	○			<ul style="list-style-type: none"> ・同一の月に受けた自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業及び助成事業を除く)に係る利用者負担額を合計して、法律の定める限度額とする市独自の軽減制度(高額地域生活支援給付費)を設けている。平成21年度高額地域生活支援給付事業費159,955円 ・平成20年4月より低所得者に対する介護給付と補装具の自己負担が無くなったことに伴い、市の実施する移動支援などや日常生活用具の給付又は貸与の自己負担をなくした。
34	北名古屋市	○			利用料は平成18年10月地域生活支援事業開始当時から無料にて実施している。ただし、日常生活用具の給付については、基準額あり。
35	弥富市			○	市民税非課税世帯の方についても原則1割負担
36	みよし市		○		低所得者を無料としている
37	あま市			○	生活保護受給者以外の方には、利用総額の1割負担
38	東郷町		○		低所得者を無料としている
39	長久手町			○	低所得者への軽減策はもうけていない。1割負担。
40	豊山町	○			日常生活用具給付等事業において1割負担のある利用者に対して月額1万円を限度に助成金を支給している。
41	大口町		○		低所得者を無料としている
42	扶桑町	○			<p>地域生活支援事業の利用者負担金は、平成22年4月から町民税所得割が16万円未満の場合(事業利用者が障害児の場合、保護者の町民税所得割が28万円未満の場合)、5%(軽減前10%)としている。</p> <p>(2009年度実績 702,464円)</p>
43	大治町			○	低所得者への軽減策はもうけていない。1割負担。
44	蟹江町			○	軽減策はもうけていない。1割負担。
45	飛島村		○		低所得者を無料としている
46	阿久比町		○		低所得者を無料としている
47	東浦町		○		2010年度より低所得者(住民税非課税者)については、無料としています。
48	南知多町		○		低所得者を無料としている
49	美浜町		○		低所得者を無料としている
50	武豊町		○		低所得者を無料としている
51	一色町		○		低所得者を無料としている
52	吉良町		○		低所得者を無料としている
53	幡豆町		○		低所得者を無料としている
54	幸田町	○			<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設通園者支援助成金支給 0人 0千円 ・児童デイサービス利用者子育て支援助成金支給 25人 752千円 ・児童短期入所利用者子育て支援助成金支給 1人 4千円
55	設楽町		○		低所得者を無料としている
56	東栄町		○		低所得者を無料としている
57	豊根村		○		低所得者を無料としている